

定 款

ワイン・パートナーズ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ウイン・パートナーズ株式会社と称し、英文では、WIN-Partners Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療機器の製造・販売・輸出入・リース・レンタル・修理・保守・設置工事
- (2) 医薬品・医薬部外品、毒物および劇物の販売
- (3) 再生医療等製品の販売
- (4) 医療機器・医薬品・医薬部外品および再生医療等製品の販売に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (5) 医療施設の経営・開設に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (6) 企業間の提携・合併・営業権の譲渡等に関する仲介およびコンサルティング
- (7) 建設工事、内装仕上工事および管工事
- (8) 人材の紹介および斡旋
- (9) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (10) コンピュータ・システムのソフトウェアおよびハードウェアの設計・製造・開発・販売・リース・レンタル・修理・保守
- (11) コンピュータのネットワーク化に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (12) 情報処理システム開発の計画作成およびコンピュータ技術者の派遣
- (13) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載または記録、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱い等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定め

た順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、20 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を招集することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を招集することができる。

(監査等委員会の決議)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議

によって免除することができる。

(会計監査人との責任限定契約)

第 41 条 当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当財産には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 2 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 2 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。

第 2 条 第 3 条（本店の所在地）の変更は、2021 年 7 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。
なお、本附則は期日経過後これを削除する。

以 上